

あなたを
なんて呼
んだら
いいですか？

あなたの姓は
同姓ですか？

別姓ですか？

—夫婦別姓にひそむ問題点—

はじめに

昨今、選択的夫婦別姓の法制化を求める動きが目立ってきています。

この問題をあなたは

どのように受け止めていますか？

● 「自分は同姓希望だけど、別姓希望の人がいるなら認めてあげてもいいんじゃない?」「同姓

を希望するから自分には関係ない」と思ってはいませんか？しかし、夫婦別姓制度は、選択的とはいえ導入されれば、私たちの生活や子供たちにも様々な混乱をまねきかねません。本冊子では、夫婦同姓の制度が設けられた歴史や、夫婦別姓の問題点などについて解説いたします。制度の導入は本当に必要なのか、私たちと一緒に考えてみませんか？

1

夫婦同姓になつた歴史、 知っていますか？



日本では、明治8年の「苗字必称義務令」より全ての国民に名字を持つことが義務付けられました。その翌年、政府には結婚後の妻の姓をどのようにするのかについて問い合わせが相次ぎ、当初、政府は結婚後も女性は「所生ノ氏」（生まれた家の姓）を使用することと定めました。つまり「夫婦別姓」です。しかしこの決定には多くの国民が違和感を訴え、明治31年制定の民法の条文では一転して「夫婦同姓」が定められたのです。

昨今では、名前を変えることが大変だからなど、安易な考え方から夫婦別姓を求める主張が見られます。別姓制度は本当に必要なのか、歴史を踏まえ、私たちは慎重に考えることが大切ではないでしょうか。

婚姻制度は どうしてもうけられているの？

婚姻とは、2人が夫婦であることを対外的に明らかにすることもに「伝統的に生殖と子の養育」（『新版注釈民法』）を目的としており、大切なことは「子供の視点」です。平成27年の最高裁判決では、子供の立場から両親が同姓であることは意義があると判断しています。

もし別姓を認めた場合、子供の姓はどうなってしまうのか、どんな影響があるのか、別姓推進派は婚姻による姓の変更で「個人のアイデンティティが失われる」「男女不平等だ」と主張しています。確かに姓を変えているのは9割以上が女性ですが、法律上、どちらの姓を選択するかは結婚をする2人の判断に委ねられており、不平等はありません。

また最近では同性婚をめぐる判決でも、当事者間だけに目を向けて「子を含めた家族」という視点が見失われつつあります。



2

3

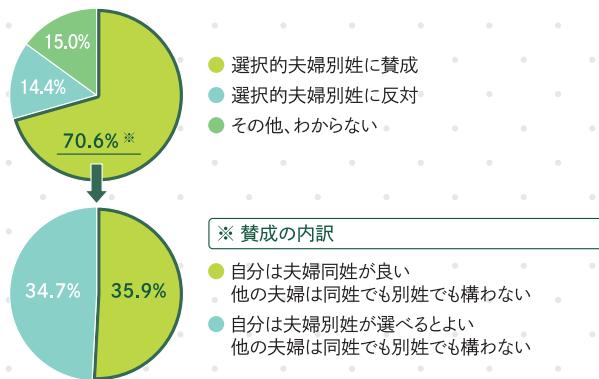
夫婦別姓について、

みんなはどう考えているの？

47都道府県「選択的夫婦別姓」意識調査レポート

(令和2年 早稲田大学法学部・棚村政行研究室/
選択的夫婦別姓・全国陳情アクション合同調査)

選択的夫婦別姓の賛否



夫婦別姓について、法務省の法制審議会は平成8年に「民法の一部を改正する法律案要綱」を、民主党（立憲民主党）は平成21年と30年に「民法の一部を改正する法律案」をそれぞれ提示しています。別姓を導入すれば夫婦の姓は別々になり、また子供の姓もバラバラになりかねないばかりか、子孫は誰がご先祖さまかわからなくなってしまうで

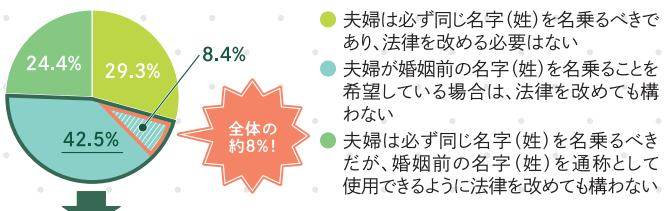
問い合わせ、それによって得られたデータの読み方により、誘導される可能性があるので注意が必要でしょう。

内閣府実施の「家族の法制に関する世論調査」では、別姓推進派が反対派を上回る結果が示されたと報道されました。しかし、実際のところ賛成の中でも自ら別姓を希望する人は全体の約8%に過ぎません。また、早稲田大学の棚村政行氏は、「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」との合同調査で、別姓に賛成とした人が7割を超えると公表していますが、この中には、他の夫婦はともかく、自身は同姓を希望するという人も数に含まれています。アンケート調査には盲点があり、質問の順番や

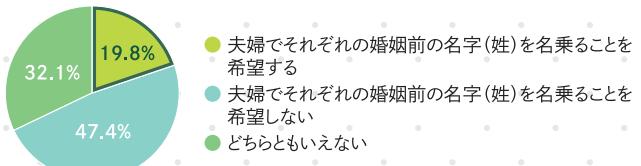
家族の法制に関する世論調査

(平成29年 内閣府調査)

選択的夫婦別姓制度の導入について



上記の質問で、「法律を改めても構わない」(42.5%)と回答した人に聞きました
法律が改められたら、夫婦別姓を希望しますか？



ここが大切

42.5%のうち、本当に別姓を希望している人は、わずか19.8%です！
この数値は、全体にあてはめれば8.4%に過ぎません！

例)立憲民主党の法律案の場合

夫婦も子供も、姓はバラバラ



例)法務省の法律案の場合

夫婦の姓はバラバラ、子供の姓は統一



現在は旧姓の通称使用が社会的に広く認められています！

通称使用は、法的には夫婦同姓ですが、結婚後も戸籍に旧姓の記載が残ることを根拠に旧姓を使用し、不便を解消しようとするものであり、夫婦別姓制とは異なります。

別姓推進派は通称使用でも仕事上の不便を主張していますが、現在、政府は旧姓を通称として使用できる範囲を着実に広げ、旧姓の通称使用の拡充は様々な場面で進んでいます。

例えば、マイナンバーカードや住民票、印鑑証明、

パスポート、免許証などの公的な証明書をはじめ、職業では国会議員や弁護士、税理士や会計士、医師や看護師などで旧姓の使用や併記が可能となっていました※、平成30年の調査（労務行政研究所）では、67.5%の民間企業で旧姓の使用が認められていました。この点、平成27年の最高裁判決では「通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得る」と判断を示しており、令和3年6月の最高裁の決定においても、「判断を変更すべきものとは認められない」との認識が改めて示されました。通称使用により、仕事上の不利益も解消されてしまっているといえましょう。



※旧姓の通称使用が認められる国家資格を有する主な仕事

職名	旧姓使用について
弁護士	届出により弁護士名簿に記載し旧姓使用が可能
司法書士	申請により司法書士名簿に記載し旧姓使用が可能
土地家屋調査士	申請により土地家屋調査士名簿に旧姓併記が可能
行政書士	申請により行政書士名簿に旧姓併記が可能
税理士	日税連の承認を得て、旧姓で税理士業務を行うことが可能
公認会計士	公認会計士協会の承認を得て、公認会計士等の業務等で旧姓使用が可能
一級建築士	免許申請には戸籍謄本か戸籍抄本の添付が必要だが、実際の運用上は旧姓・通称の併記が認められている
医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 理学療養士 作業療法士 視能訓練士 歯科技工士 臨床工学技士 義肢装具士	免許申請書等に、旧姓併記の希望の有無欄及び旧姓欄がある

4

選択的夫婦別姓制度が導入されたらどうなるの？



過去の調査(平成29年内閣府実施)をみると、夫婦別姓による子供への影響を心配する声は6割を超えていました。夫婦別姓は必ず親子別姓をまねきます。

例えば、別姓夫婦が子供の姓を決めるとき、姓をどちらにするか家族や親族間でトラブルになり、なかなか決まらないこともあります。これでは子供の出生をお祝いする気分も冷めてしまいかねません。

また、子供自身、お父さんお母さんと名字が違うことに困惑することもあるでしょう。姓の同別が学校でのいじめにつながることもあります。

別姓推進派は、親子の姓が異なっても「子供は気にしない」といますが、子供への影響を心配しないのは「今の自分さえよければ良い」と考えているからではないかとさえ思えてしまいます。大人の都合で、悲しい思いをするのは子供たちです。

「別姓を導入しても社会に混乱は起こらない？」 いいえ。別姓による「戸籍制度」見直しは社会の混乱をまねきかねません！

戸籍は、家族や親族であることを公に証明するものとして広く活用されています。

例えば、戸籍が家族単位でなく個単位となることで、遺産相続や配偶者控除、児童扶養手当など、戸籍をもとに作られている制度では、籍の増加により家族や親族関係の確認など、その実務に大変な混乱が生じることが予想されます。役所の業務は増え、あらゆる手続きが煩雑になってしまふこともあるでしょう。関連する法律の改正など、その準備や国民への周知にかかる時間と労力はばかりしません。また、日本の戸籍制度は、婚姻制度を補完する意味と、登録や管理を家族単位ですることで社会の治安を維持するための意味を備えているといわれ、日本人の家族重視の観念を前提にしたものといえるでしょう。

国民の意見が割れる中で別姓を認めれば、伝統的な戸籍は解体され、社会の混乱をまねくことになりかねません。

1

「子供は気にしていない」? いいえ。悲しい思いをするのは子供たちです！

過去の調査(平成29年内閣府実施)をみると、夫婦別姓による子供への影響を心配する声は6割を超えていました。夫婦別姓は必ず親子別姓をまねきます。

例えば、別姓夫婦が子供の姓を決めるとき、姓をどちらにするか家族や親族間でトラブルになり、なかなか決まらないこともあります。これでは子供の出生をお祝いする気分も冷めてしまいかねません。

また、子供自身、お父さんお母さんと名字が違うことに困惑することもあるでしょう。姓の同別が学校でのいじめにつながることもあります。

別姓推進派は、親子の姓が異なっても「子供は気にしない」といますが、子供への影響を心配しないのは「今の自分さえよければ良い」と考えているからではないかとさえ思えてしまいます。大人の都合で、悲しい思いをするのは子供たちです。

2

家族の法制に関する世論調査
(平成29年 内閣府調査)

夫婦別姓による「子どもへの影響」





「別姓を認めることは
選択肢がふえるだけ」?
いいえ。日本の良き伝統にも
影響をあたえる
おそれがあります！

4

家族は子供の健やかな成長を支える存在であり、社会を維持する上で、その役割は非常に大きいといえます。

そうした家族がご先祖さまに手を合わせ、日々の感謝と今後の幸せをお願いする…こうした行いは、日本人の生活に根付き、私たちは代々続く祖先のお祀りを継承してきました。

別姓が2代3代と続ければ、例えば祖父が「佐藤」、父が「田中」、私は「鈴木」となるなど姓はバラバラになります。「○○家之墓」として継承されてきたお墓の名称はどうなってしまうのでしょうか。

別姓の導入は、自分の都合のみを優先させるだけでなく、ご先祖さまや子孫にも大きく関わることで、長い年月をかけて培われた日本人の伝統的な良き精神的基盤を崩すことにもつながってしまうのです。

「別姓を認めても
同姓を選ぶ人は何も変わらない」?
いいえ。日常生活にも様々な
影響をもたらしかねません！

3

選択的とはいっても、もし別姓が認められれば、あなたの周りには「同姓の夫婦」「別姓の夫婦」「旧姓を通称使用する夫婦」というように、「三つの家族のかたち」が生まれることになります。ともすれば、当事者だけでなく、周りの人たちにも大きな影響を与えます。

例えば、お隣さんは同姓なのか別姓なのか、通称使用なのか、覚えることは大変なことです。また、法律がかわったことを機に前年までは同姓だった夫婦が気付いたら別姓になっていた…ということもあります。さらに友達に年賀状や手紙を出す場合には「奥さんや子供の名字を間違っていたら…」という不安もでてきます。別姓推進派は「別姓を認めても同姓を選ぶ人は何も変わらない」といいますが、社会の混乱をまねくことは間違いないでしょう。



あなたにとって「家族」とは何ですか？
概念を搖るがす「個人重視」の問題点

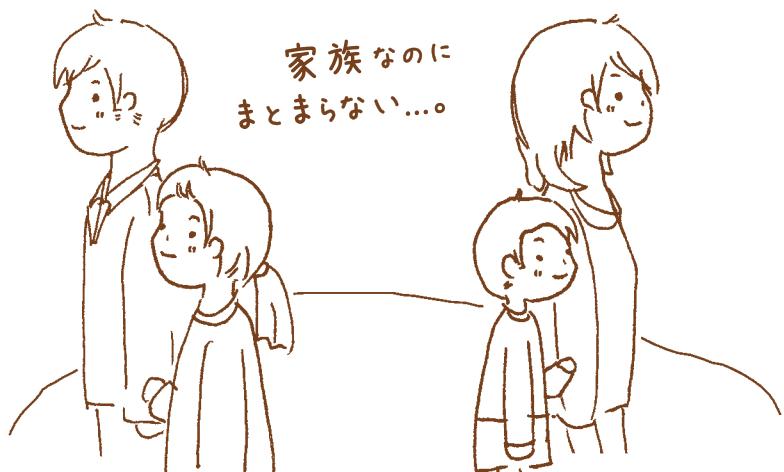
別姓推進派の 「本当の狙い」

近年は男女共同参画や女性活躍の名のもと「女性の社会進出」が推進され、女性が社会に出て働き続けるべきとの考え方が当然となっています。

加えて、そうした中で家族よりも個人の生き方だけを重視する考え方は、知らず知らずのうちに社会に浸透しています。一方、平成26年10月、日本人の国民性調査（統計数理研究所）では、一番大切なものを自由回答で一つ答えてもらった結果、

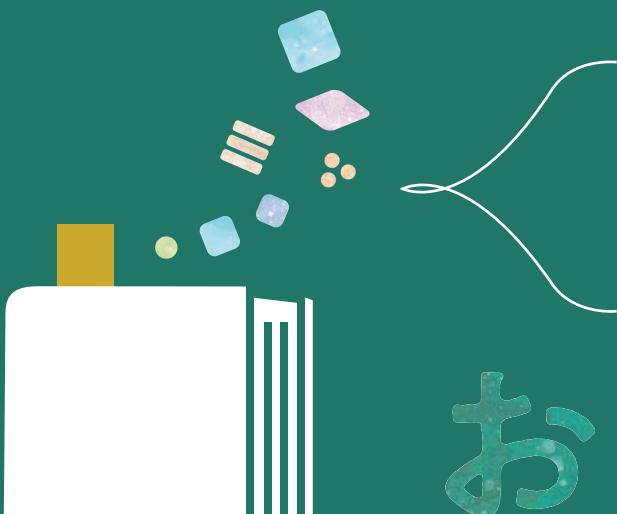
過去の調査同様「家族」を挙げる人が44%で「子」を含めると51%にのぼります。「家族が変わらからといって、人類はもうおしまいだなんて危機感をもたなくともいい」（『21世紀家族へ』などとは、多くの人は考えていないばかりか、個人主義の時代といわれる中にあって、多くの人が家族を求めていることが伺えます。働きながら家庭や育児の両立とともに、道徳力などを培う家庭の教育力の向上という問題を考えることも大切といえましょう。一部の別姓推進派は「仕事上の不利益を解消する」、「個人のアイデンティティを守る」などと主張して別姓を推進していくですが、その狙いは「家族」を解体し、個人のみを中心とする社会へ変えていくことといえるでしょう。

自己中心的に生きる人に住みやすい社会にしたいのか…困難や努力とともに生じる中で、愛情や絆は育ち強まるもので、家庭と子供を大切に守っている人にとって伸びやかな社会にしたいのです。



世論調査で別姓を容認する人の多くは「自分は同姓にするけれども、別姓にしたい人がそうしたいなら構わない」という意識ではないでしょうか。そうした状況で別姓制度が導入されれば社会はどうに変わってしまうのか。友人やご近所の人々の呼び方、年賀状や会社関係の人々の呼称に気をつかうことや、お墓のこと、なにより家族とはいつたい何なのか…。変わってしまった家族や社会の変容を想像してみることは必要でしょう。その時、私たちが望む家族や社会とは違う状況になってしまふことが危惧されます。

選択的夫婦別姓制度の導入は、日本の家族制度を根本から変えてしまいかねない様々な問題をはらんでいます。「選択肢が増えることは良いこと」、「求める人がいるならそうしてあげればいい」そんな簡単に決めていい問題ではありません。同姓を望む人も別姓を望む人も、これから生まれてくる子供たちにも関わってくる問題なのです。旧姓の通称使用は、家族や社会の秩序を維持し、結婚後も旧姓を使用したい人、不便を感じる人などの不利益を解消するために、いま、進めてゆく良策と云ってよいでしょう。



旧姓の通称使用は
別姓を望む人たちにとっての
最良の策ではないでしょうか。

おわりに



神道政治連盟

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号

TEL03-3379-8282 FAX03-6629-8321

www.sinseiren.org

